

日本選挙学会倫理委員会規程

(倫理委員会)

第1条 日本選挙学会は、会員による法令違反または不正行為と疑われる行為(以下「非違行為」という。)の調査及び審査を行うために倫理委員会を置く。

(構成)

第2条 倫理委員会は、以下の構成員によって構成する。

- 2 倫理委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 倫理委員会の委員数は、委員長のほか、原則として4名とする。
- 4 委員長は、理事のうちから理事会が選任する。
- 5 副委員長及び委員は、委員長が会員のうちから推薦し、理事会の承認をもって選任する。

(任期)

第3条 委員長、副委員長、及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第4条 委員会は、理事会から指示を受け、非違行為に関する事実の有無、内容、程度、状況等を調査及び審査し、日本選挙学会処分規程に基づいて非違行為に関する処分案を定める。

- 2 委員長は、倫理委員会を主宰し、調査結果及び処分案を理事会に報告する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代行する。
- 4 委員は、委員長の指示する職務を執行する。

(委員以外の出席)

第5条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、弁護士等、外部の有識者に意見を求めることができる。

(通報)

第6条 会員は、本会の会員による非違行為が生じたことを知った時には、その状況を、書面により、顕名で、理事会若しくは倫理委員会に通報する。

- 2 通報は、客観的で合理的根拠に基づくものでなければならない。
- 3 理事会若しくは倫理委員会は、通報者の氏名を他の者に開示してはならない。ただし、通報が非違行為にあたりと認めた場合、または通報者の同意を得た場合は、この限りでない。
- 4 通報者の通報が非違行為にあたらない限り、本会に所属するすべての者は、当該通報者に対

して不利益な取扱いをしてはならない。

- 5 匿名による通報は、その内容に応じて、通報を受けた理事会若しくは倫理委員会が顕名による通報に準じた取扱いをすることができる。
- 6 非会員による通報は、前各項の定めを適用する。

(秘密の保持)

第7条 理事会、倫理委員会、その他調査に関与した者は、職務中及び職務終了後に、職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏洩してはならない。

(利益相反関係の排除)

第8条 理事会、倫理委員会、その他調査に従事する者は、自らが当事者となる事案の処理に関与してはならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会によってこれを行う。

附 則

1. この規程は、2023 年 5 月 21 日から施行する。
2. この規程施行後に最初に発足する委員会の委員長、副委員長、及び委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、2024 年度総会の行われる日までとする。